令和８年度

「美馬市移住・定住住宅取得支援補助金　募集要項」

【申請期間】　令和８年４月１日（水）　から　令和９年３月３１日（水）まで
【提出先】　美馬市　市民環境部　ふるさと振興課
〒７７７－８５７７美馬市穴吹町穴吹字九反地５番地
【問い合わせ先】　美馬市　市民環境部　ふるさと振興課
〇電　　話：０８８３－５２－８００９
〇F　A　X：０８８３－５５－０６８０
〇E-mail：furusato@mima.i-tokushima.jp
〇受付時間：平日午前８時３０分～午後５時１５分

１．事業の目的

この事業は、本市の区域内でフラット３５を利用して住宅を取得した費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより子育て世代への支援と移住・定住者の増加を図ることを目的とします。

２．補助金の概要

【新築住宅の場合】　基本額　35 万円（上限）　　加算条件を満たすと最大　100 万円（上限）

【中古住宅の場合】　基本額　20 万円（上限）　　加算条件を満たすと最大　　85 万円（上限）

※対象経費が補助金の額に満たない場合は対象経費相当額、１,０００円未満の端数は切り捨て

※加算条件　①中学生以下の子どもがいる子育て世帯……２０万円の加算
②申請者または配偶者が移住して１年以内…２５万円の加算
③下の（ア）～（ウ）を２以上を満たす……２０万円の加算
（ア）申請者と配偶者が新婚夫婦（令和７年４月１日以降に婚姻）
（イ）申請者夫婦いずれかの親と５年以上、同居または近居する
（ウ）補助対象住宅を市内業者が建設または販売

※近居とは……2 件の住宅が美馬市内にあって、直線距離で２キロメートル以内のこと。

３．対象経費

【対象経費】　住宅の新築工事または購入に要した経費

※ただし店舗等との併用住宅の場合は、住居として使用する部分の経費のみが補助の対象です。
詳細は後述の Q&A を御覧ください。

４．対象要件（補助対象者・補助対象住宅）

次の全てを満たす人が、補助対象者となります。

- □ 住宅の所有権登記をした日に４０歳未満
- □ 住宅金融支援機構のフラット３５を利用する
- □ 対象住宅の所有権が２分の１以上
- □ 住宅の新築又は購入に関する契約者と同一
- □ 入居予定者全員が補助対象住宅の所在地に住民登録されている
- □ 補助対象住宅のある地区の自治会への永続的な加入を誓約
- □ ５年以内に転居または転出しない
- □ ５年以内に補助対象住宅を譲渡、販売、貸与しない
- □ 世帯全員が市税を滞納していない
- □ 世帯全員が暴力団員又は暴力団員密接関係者でない
- □ 以前に本補助金を受けていない
- □ この補助金と重複する他の公的給付を受けていない

次の全てを満たす住宅が、補助対象住宅となります。

- □ 平成３１年４月１日以降に所有権登記がされている
- □ 所有権登記の日から１２か月を経過していない
- □ 生活機能（玄関、居室、台所、便所及び浴室）を備えている
- □ 生活機能の延べ床面積が７０平方メートル以上である
- □ 店舗等との併用住宅の場合にあって生活機能の延べ床面積が全体の延べ床面積の２分の１以上
- □ 相続、贈与等で取得したものでない
- □ 自身または配偶者の３親等以内の血族または姻族から購入したものでない
- □ 公共工事等の移転補償で取得したものでないでない
- □ 以前に本補助金を受けていない
- □ この補助金と重複する他の公的給付を受けていない

５．申請に必要な書類

書類名等	取得場所等
□　美馬市移住・定住住宅取得支援補助金交付申請書（様式第１号） □　誓約書（様式第２号）	ふるさと回帰推進課または、 市ホームページからダウンロード
□　補助対象住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し □　補助対象住宅の登記事項証明書 □　補助対象住宅の位置図及び平面図 （間取り、面積、用途の確認できるもの） □　補助対象住宅の取得費用の支払が確認できる書類 □　補助対象住宅の外観が確認できる写真 □　フラット３５の利用が確認できる書類	
□　住民票の謄本（世帯全員が記載されたもの） □　戸籍の謄本（全員が記載されたもの） □　同居又は近居の対象となる親世帯の住民票謄本 （同近居でない場合は不要）	市民課または、 各市民サービスセンター
□　世帯全員の完納証明書 （未成年者を除く。）	税務課または、 各市民サービスセンター

６．Ｑ＆Ａ

Ｑ１．フラット３５とはなんですか。

Ａ１．住宅金融支援機構が提供する長期固定金利の住宅ローンのことです。
この補助金はフラット３５【地域連携型】との連携をしていますので、両方の申請を行うことでフラット３５の金利を当初１０年間０.２５%の引き下げが受けられます。

Ｑ２．新築住宅と中古住宅の基準はなんですか。

Ａ２．この事業では、完成の日から１年を経過しておらず、過去に誰も居住したことのない住宅を新築住宅としています。
また、完成の日から１年が経過している住宅または、過去に誰かが居住したことのある住宅を中古住宅とします。

Ｑ３．両親が住む家の敷地内（同じ番地）に新しく自分たちが住む家を建てます。これは同居の加算条件を満たしますか。

Ａ３．同居となるのは、住民票の世帯が分かれているかに関係なく、一軒の家で生活する場合を指します。
ただし、同一敷地内に別建物を立てる場合でも近居として加算条件を満たしています。

Ｑ４．店舗兼住宅の建物を取得したとき対象経費はどのようになりますか。

Ａ４．住宅の延べ床面積のうち生活機能部分の床面積の割合分が対象経費です。
（例）生活機能の面積が６割、店舗部分が４割のとき
住宅の新築・購入にかかった費用の６割が補助対象経費となります。

Ｑ５．どのような経費が補助の対象外となりますか。

Ａ５．住宅そのもの以外の工事等や購入に要した経費が補助の対象外です。
（例）土地の取得に係る費用
造成工事及び門、塀その他の外構工事に係る費用
家具又は家庭用電気機械器具の購入、設置等に係る費用
物置、車庫等居住の用に供しない建築物の設置に係る費用　など